

林業に携わる皆様へ

平成30年7月豪雨災害への
復旧支援策について
(ver.1)

広島県農林水産局
平成30年8月

目 次

林業関係

- 1 土石流や山腹崩壊の復旧してほしい . . . p.1
- 2 人家裏等における山林の崩壊を復旧してほしい . . . p.2
- 3 林道の復旧してほしい . . . p.3
- 4 森林作業のための作業道を復旧してほしい . . . p.4
- 5 森林保険に加入している森林が被災したため補償してほしい . . . p.5
- 6 被災した森林の再造林経費を補助してほしい . . . p.6
- 7 被災した林業施設の復旧費用を補助してほしい . . . p.7
- 8 共同利用施設が被災したので復旧したい . . . p.8
- 9 林業経営の再建及び維持安定を図るために低利な資金を
借りたい . . . p.9

問合せ先

- 問合せ先一覧 . . . p.10

1 土石流や山腹崩壊の復旧をしてほしい

大規模な土石流等については、県が治山事業により災害復旧工事を実施します。

【事業概要】

土石流や山腹崩壊等の山地災害が発生した箇所において、二次災害の恐れがあり、その規模が大きい箇所は、県が緊急的に治山施設を整備します。また、災害が発生した箇所のうち、一定規模以上のものについては、県が優先度の高い地区から治山施設を整備します。

さらに、既存の治山施設について緊急点検を実施し、治山施設の補修及び異常堆積した土砂や流木を撤去する等の応急工事を県が実施します。

| 事業名 | 事業概要 | 採択要件 |
|-----------------|--|---|
| 災害関連緊急治山事業 | 再度災害を防止するため、当該発生年度に緊急に実施する治山事業 | 国道、官公署、病院等の公共施設又は人家10戸以上等に被害を与えると認められる箇所等 |
| 治山等激甚災害対策特別緊急事業 | 激甚な山地災害が発生した地域において、3年程度で緊急かつ集中的に行う治山事業 | 災害発生の初年度に災害関連緊急治山事業を実施した地区等 |
| 治山施設機能強化事業 | 治山施設の補修、異常堆積した土砂や流木等の撤去 | 既存の治山施設で補修等が必要な箇所 |

【留意事項】

- * 事業の要望については、市町にお問い合わせください。
- * 保安林あるいは保安林に指定されることが確実な森林であることや、人家、公共施設などの保全対象の有無などの基準があります。
- * 被災規模や各種制限・指定状況等により、他所管の事業で実施する場合があります。

| | |
|------|--|
| 事業制度 | 治山事業（県営事業） |
| 問合せ先 | 市町，県森林保全課， 県農林水産事務所（農林事業所）林務（第一・二）課 |

2 人家裏等における山林の崩壊を復旧してほしい

人家裏等の小規模な山林崩壊については、市町が災害復旧工事を実施します。

【事業概要】

県営事業の対象とならない小規模な山林崩壊については、市町が復旧工事を実施します。

| 事業名 | 事業概要 | 採択要件 | 補助率 |
|------------|---|-----------------------------|-----------|
| 林地崩壊防止事業 | 激甚災害により被災した林地について、林地保全上必要な施設の緊急的な整備を市町が実施 | 保全対象：人家2戸以上、公共施設等 | 国2/4、県1/4 |
| 小規模崩壊地復旧事業 | 国庫補助の対象とならない復旧すべき小規模な林地災害の復旧整備を実施 | 保全対象：人家2戸以上又は人家1戸及び道路、公共施設等 | 県1/2 |

【留意事項】

- * 事業の要望については、市町にお問い合わせください。
- * 地元負担が必要になる場合があります。

| | |
|--------|--|
| 補助事業制度 | 林地崩壊防止事業、小規模崩壊地復旧事業 |
| 問合せ先 | 市町、県森林保全課、 県農林水産事務所（農林事業所）林務（第一・二）課 |

3 林道の復旧をしてほしい

林地の利用又は保全上必要であり、市町や森林組合等が維持管理する林道については、国の補助を受け市町等が災害復旧工事を実施します。

【事業概要】

| 事業名 | 事業主体 | 採択要件 |
|------------|------|---------------------|
| 林道施設災害復旧事業 | 市町等 | 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの |

【国庫補助率】

| 区分 | 基本補助率 | 高率補助 |
|---|--------|--|
| 奥地幹線林道 (林道の全幅員が30m以上、且つ利用対象森林面積が500ha以上ある路線) | 65/10 | 基本補助率による他、(ア)単年災高率補助、(イ)連年災高率補助、(ウ)激甚災高率補助による嵩上げ措置が適用された場合は、補助率が8.0/10～9.0/10程度まで嵩上げされる見込み |
| その他の林道 | 5.0/10 | |

【留意事項】

- *事業の要望については、市町にお問い合わせください。
- *国の災害査定を受けた後に、災害復旧工事を実施しますが、早急に復旧が必要な場合は、査定前着工により災害復旧工事を実施できる場合があります。

| | |
|--------|----------------------------|
| 補助事業制度 | 林道施設災害復旧事業 |
| 問合せ先 | 市町、県林業課、県農林水産事務所林務（第二・第三）課 |

4 森林作業のための作業道を復旧してほしい

造林事業（森林環境保全直接支援事業，環境林整備事業）で作設した森林作業道が被災し，通行不能もしくは路肩の崩壊，路面の洗掘等の被害を受けた場合について，復旧に係る経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

| 事業内容 | 事業名 | 採択要件 | 補助率 |
|----------|--------------|---|-----|
| 森林作業道の復旧 | 森林環境保全直接支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 原則，森林環境保全直接支援事業で作設した路線であり，下記の共通事項の採択要件を満たすもの | 68% |
| | 環境林整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> 原則，環境林整備事業で作設した路線であり，下記の共通事項の採択要件を満たすもの | 68% |
| | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> 2年以内に造林事業（森林環境保全直接支援事業，環境林整備事業）による森林整備を実施する予定があること 一箇所（150m以内）の事業費が20万円以上であること 復旧の内容は「広島県森林作業道作設指針」第3に定める切土，盛土，簡易構造物設置等に係るものであり，維持管理に係るものでないこと 路上の洗掘にあっては，30cm以上の洗掘が認められる場合であること | — |

【留意事項】

* 森林作業道の復旧を実施しようとする場合については，県に災害報告を行うとともに，復旧計画について事前に協議する必要がありますので，まずは，森林組合または県農林水産事務所に相談してください。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 補助事業制度 | 造林事業（森林環境保全直接支援事業，環境林整備事業） |
| 問合せ先 | 森林組合， 県農林水産事務所（農林事業所）林務（第二，第三）課 |

5 森林保険に加入している森林が被災したため補償してほしい

森林保険に加入している方で、加入している森林（人工林）が被災した場合は、森林保険の契約内容に応じて保険金が支払われます。

【事業概要】

森林保険は、森林所有者を被保険者として、森林（人工林）についての火災、気象災など災害による損害を総合的に補償する保険です。

【保険請求の手続き】

① 災害発生時の連絡

災害が発生した場合は、契約を申し込んだ森林組合又は広島県森林組合連合会に連絡してください。

② 現地調査

損害確認のため現地調査を行います。

③ 保険金支払請求書の提出

森林組合等が作成する保険金支払請求書の内容を確認し、必要事項を記入、押印のうえ、保険金支払請求書を提出してください。

④ 保険金の支払い

保険金が支払われます。

【留意事項】

* 災害が発生した際に支払われる保険金は、樹種、林齢、損害の程度や災害発生時の木材価格等によって計算されますので、契約を申し込んだ森林組合又は広島県森林組合連合会へお問い合わせください。

| | |
|---------|------------------|
| 保 険 制 度 | 森林保険 |
| 問 合 せ 先 | 森林組合， 広島県森林組合連合会 |

6 被災した森林の再造林経費を補助してほしい

今回の豪雨により、立木が倒れたり、折れてしまった被害森林において、被害跡地を再造林する場合、補助制度を利用できます。

【事業概要】

| 事業内容 | 事業名 | 採択要件 | 補助率 |
|------------|-----------------|---|-----|
| 森林被害跡地への造林 | 森林環境保全直接支援事業 | 森林経営計画対象林であって、1施行地の面積が0.1ha以上かつ将来的にまとまった施業地の確保が可能な森林の配置となっているもの（隣接する人工林とあわせて5ha以上のまとまりとなる等） | 68% |
| | 環境林整備事業（被害森林整備） | 1施行地の面積が0.1ha以上であって、地方公共団体等と協定を締結した場合 | 68% |

【留意事項】

- * 被害木の除去に着手する前に、最寄りの森林組合または県農林水産事務所に相談してください。
- * 山腹崩壊等により、再造林が困難な場合は、治山事業の実施について検討してください。

| | |
|--------|------------------------------------|
| 補助事業制度 | 造林事業（森林環境保全直接支援事業，環境林整備事業） |
| 問合せ先 | 森林組合， 県農林水産事務所（農林事業所）林務（第二・第三）課 |

7 被災した林業施設の復旧費用を補助してほしい

被災した林業施設の撤去・復旧・整備を支援します。

【事業概要】

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

- ・事業実施主体：地方公共団体、民間団体等
- ・補助率：事業費の1/2以内
(採択要件等の詳細は国により検討中のため、明らかになり次第、手引きの更新や情報発信を行います。)

【留意事項】

- * 林業施設の被害状況がわかる写真や支出に係る書類は必ず保管しておいてください。事業採択時に必要となります。
 - ・施設ごとに被害のわかる写真
 - ・施設ごとの修理前又は廃棄前の写真
 - ・施設ごとの修理後又は廃棄後の写真
 - ・施設ごとの修理、再購入、修理や再購入に伴う被災機械の廃棄に係る発注書、納品書、請求書など
- * なお、事業費のうち自己負担分については、貸付制度の利用が可能となる場合があります。詳細は「林業経営の再建及び維持安定を図るために低利な資金を借りたい。」を参照してください。

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 補助事業制度 | 林業・木材産業等競争力強化対策事業 |
| 問合せ先 | 市町，県林業課， 県農林水産事務所（農林事業所）林務（第二・第三）課 |

8 共同利用施設が被災したので、復旧したい

今回の災害が原因で、森林組合等が所有する木材加工流通施設や特用林産施設などが被災し、使用できなくなった場合、「農林水産業共同利用施設災害復旧事業」により復旧経費の一部を支援することができます。

【事業概要】

| | |
|-----------|---|
| 1 事業の対象者 | 森林組合など (※単一の農事組合法人において専ら利用している施設は対象外) |
| 2 対象となる施設 | 2 木材加工流通施設、特用林産施設等 (※法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限る) |
| 3 事業費 | 3 40万円以上であって、被災施設の復旧費を経年原価方式により算出した額 (※ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%以上) |
| 4 補助率 | 事業費の40万円までの部分3/10、40万円以上の部分5/10の支援が基本です。 (※ただし、40万円までの部分4/10、40万円以上の部分9/10の支援になる場合がある) |

【留意事項】

- *復旧事業に係る計画概要書の提出を被災後30日以内に行う必要があります。
- *被災前の状況がわかる書類（被害程度がわかる写真、図面、固定資産台帳の写しなど）を保管しておいてください。
- *災害査定前に整備した復旧費についても対象となりますが、被災日以降の工事がわかる見積書や設計書、領収書などは必ず保管しておいてください。

| | |
|--------|-------------------|
| 補助事業制度 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |
| 問合せ先 | 県団体検査課 |

9 林業経営の再建及び維持安定を図るために低利な資金を借りたい

被害を受けられた林業者の方が利用できる貸付金は、次のとおりです。
各資金の詳細に関しましては、融資機関へご相談ください。

【事業概要】

○ 資金制度

| 資金名 | 資金の使い道 | 融資限度額 | 返済期間 (うち据置期間) | 利率 (※1) |
|----------------------------|---|---|----------------------------|--------------------|
| 農林漁業施設 資金(災害復 旧施設) | 災害を原因とする農林漁 業施設の被害の復旧に必 要な資金 | 負担額の100%又は 1施設あたり1,200万 円のいずれか低い額 | 15年以内 (3年以内) | 0.35% 以内 |
| 農林漁業セー フティネット 資金(災害) | 災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金 | 【一般】 1,200万円以内 【特認】 年間経営費等の12/12 以内 | 10年以内 (3年以内) | 0.25% |
| 林業基盤整備 資金(造林) | 災害を受けた森林の復旧 を行うための造林や造林 用付帯施設の設置・改良 等に必要資金 | 負担額の80~90% | 30~55年以内 (20~35年以 内) | 0.25 ~ 0.45% |

※1 利率は金利情勢により変動しますので詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください。
また、融資限度額については、特例措置がされています。

○ 利子助成事業

自然災害の被害等を受けた林業者が行う日本政策金融公庫からの上記の資
金の借り入れに対して最大2%(最長10年間)の利子助成が受けれます。

【留意事項】

* 貸付が可能なのは、林業者または、木材産業を併せ営む林業者が対象で
木材産業のみを営む方は対象になりません。木材産業のみの方は、
「被災した林業施設の復旧費を補助してほしい」を参照してください。

| | |
|---------|--|
| 補助事業制度 | (資金) 日本政策金融公庫資金 (利子助成) 林業施設整備等利子助成事業 |
| 問 合 せ 先 | (資金) (株) 日本政策金融公庫岡山支店(電話086-232-3612) (利子助成) 広島県木材協同組合連合会(電話082-253-1433) 県林業課(電話082-513-3688) |

広島県問合せ窓口一覧

| 組織名 | 電話番号 | 関連支援策 |
|---------------------------------------|--------------|------------------|
| 本庁 | | |
| 農林水産局農林水産総務課 | 082-513-3522 | |
| // 団体検査課 | 082-513-3526 | 8 |
| // 林業課 | 082-513-3694 | 3, 4, 7, 9 |
| // 森林保全課 | 082-513-3694 | 1, 2 |
| 西部農林水産事務所（広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，安芸郡，山県郡） | | |
| 林務第二課 | 082-228-2111 | 1, 2 |
| 林務第三課 | 082-228-2111 | 3, 4, 6, 7 |
| 西部農林水産事務所呉農林事業所（呉市，江田島市） | | |
| 林務課 | 0823-22-5400 | 1, 2, 3, 4, 6, 7 |
| 西部農林水産事務所東広島農林事業所（竹原市，東広島市，豊田郡） | | |
| 林務課 | 082-422-6911 | 1, 2, 3, 4, 6, 7 |
| 東部農林水産事務所（福山市，府中市，神石郡） | | |
| 林務課 | 084-921-1311 | 1, 2, 3, 4, 6, 7 |
| 東部農林水産事務所尾道農林事業所（三原市，尾道市，世羅郡） | | |
| 林務課 | 0848-25-2011 | 1, 2, 3, 4, 6, 7 |
| 北部農林水産事務所（三次市，庄原市） | | |
| 林務第一課 | 0824-72-2015 | 1, 2, |
| 林務第二課 | 0824-72-2015 | 3, 4, 6, 7 |

関係団体問合せ窓口一覧

| 組織名 | 電話番号 | 関連支援策 |
|------------|--------------|-------|
| 森林組合 | | |
| 広島県森林組合連合会 | 082-228-5111 | 5 |
| 広島市森林組合 | 082-814-2653 | 5, 6 |
| 佐伯森林組合 | 0829-72-0319 | 5, 6 |
| 太田川森林組合 | 0826-28-2244 | 5, 6 |
| 安芸北森林組合 | 0826-42-0678 | 5, 6 |
| 賀茂地方森林組合 | 082-434-1188 | 5, 6 |
| 黒瀬町森林組合 | 0823-82-5197 | 5, 6 |
| 尾三地方森林組合 | 0848-76-0020 | 5, 6 |
| 世羅郡森林組合 | 0847-22-1170 | 5, 6 |
| 広島県東部森林組合 | 084-955-2555 | 5, 6 |
| 神石郡森林組合 | 0847-82-0832 | 5, 6 |
| 甲奴郡森林組合 | 0847-62-8150 | 5, 6 |
| 三次地方森林組合 | 0824-64-0123 | 5, 6 |
| 備北森林組合 | 0824-72-5561 | 5, 6 |
| 西城町森林組合 | 0824-82-2158 | 5, 6 |
| 東城町森林組合 | 08477-4-0002 | 5, 6 |